

令和4年度 就学援助について<お知らせ>

香芝市では、子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、経済的な理由により市立小中学校へ子どもを就学させるのが困難な保護者に、学用品費や給食費など学校でかかる費用の一部を援助しています。

1. 援助の対象者

子どもが香芝市立小・中学校に在学中で、教育委員会が審査の結果、経済的に就学が困難であると認める保護者（生活保護を受給されている方は除く）

2. 援助内容

- (1) 新入学児童生徒学用品費（入学前に支給を受けていない小学1年生、中学1年生のみ）
- (2) 学用品費・通学用品費
- (3) 学校給食費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 医療費（学校の健康診断を受け、う歯等の学校病で治療の指示を受けた場合のみ）

※香芝市立中学校入学予定の6年生には新入学用品費を入学前に支給します。詳しくは裏面をご覧ください。

3. 審査について

令和4年度の市・県民税（住民税）の課税資料に基づき、同一生計世帯の所得金額の合計を用いて審査を行います。

<認定基準の参考例>

家族構成	所得基準額
保護者39歳(会社員)、保護者38歳、子13歳、子10歳	280万円程度
保護者38歳(会社員)、子13歳、子10歳	247万円程度

*ここでいう所得基準金額とは…

給与所得者の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の額」から、社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した金額をいいます。

また、事業所得などその他の所得者の場合は収入金額から必要経費を差し引いた後に社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した金額をいいます。

***上記の所得基準額は、家族構成・年齢などにより異なりますので、あくまでも目安として示しています。**

なお、審査結果については、7月以降に郵送にてお知らせする予定です。

4. 申請について

申請期限：令和4年5月31日まで

※裏面に記載している方法で申請してください。なお、前年度に就学援助を受けておられた保護者も今回改めて手続きが必要です。

※上記の期限を過ぎた場合も随時受付をしますが、認定となった場合は申請月から支給の対象となります。

裏面もご覧ください。

5. 申請手続きについて

「就学援助受給申請書」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) マイナンバーカードを利用してパソコン・スマートフォンよりインターネット申請する場合

下記URLまたはQRコードより「e古都なら」にアクセスし、必要事項を入力の上申請してください。各種コピーの貼付は不要です。

URL : https://s-kantan.jp/kashiba-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=27059



(2) 学校教育課の窓口(市役所4階)で申請する場合

窓口で「就学援助受給申請書」を記入し、次の①か②を窓口で提示してください。

①申請者の「マイナンバーカード」

②申請者の「マイナンバー通知カード」と「写真つきの身分証明書」(運転免許証・パスポートなど)

(3) 学校教育課に郵送にて申請する場合

「就学援助受給申請書」の裏面に次の①か②を貼付し送付してください。(令和4年5月31日必着)

①申請者の「マイナンバーカード」の両面のコピー

②申請者の「マイナンバー通知カード(番号記載面)」と「写真つきの身分証明書」(運転免許証・パスポートなど)のコピー

※封筒の裏面に学校名・保護者氏名を記入してください。

〈宛先〉〒639-0292

香芝市本町1397番地 香芝市教育委員会 学校教育課 宛

(4) 在籍している学校を通じて申請する場合

「就学援助受給申請書」の裏面に申請者の「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」のコピーを貼付し、封筒に入れて必ず保護者の方が直接提出してください。

6. 支給について

- ・ 9月(4月~8月分)
 - ・ 12月(9月~11月分)
 - ・ 3月(12月~3月分)
- } 各月の末日頃に保護者の指定した口座へ振り込む予定です。

※ただし、給食費教材費など学校徴収金の滞納があった場合は学校を通じて手渡しします。

<審査に必要な所得情報について>

所得の申告が済んでいない場合は、市役所税務課での申告が必要です。

申告されていない場合は、所得が分からないため審査ができませんので、必ず申告を済ませてから就学援助の申請をしてください。

<来年度中学校入学予定者への新入学用品費の入学前支給について>

- ・ 来年度香芝市立中学校入学予定の小学6年生には、新入学用品費を入学前に支給します。
ただし、私立中学校への就学等により香芝市立中学校以外の学校へ就学を予定される場合は、支給の対象となりません。
- ・ 新入学用品費の支給を受けた後に香芝市外に転出し、入学予定の学校が変わる場合は、転出先市町村の教育委員会へ本市で新入学用品費の入学前支給を行った旨を通知します。

お問合せ先：香芝市教育委員会 学校教育課
電話 0745-76-2001 (内線418)